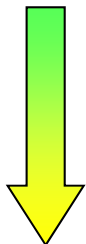


健康診断後の事後措置

健康診断結果で総合判定が C・D・E（経過観察、再検査、精密検査が必要）判定を受けた場合は、次の対応を取ります。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

第 1 段階

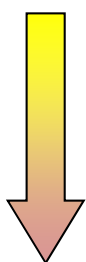
健康診断結果配布時に異常者（C・D・E）へ通知
●面談期間 配布日～9月15日（金）



第 1 段階の期間中に対応をとらない教職員

第 2 段階

健康支援センターから人事課へ未対応者のリストを提出。人事課から各部長へ通知し、各部長は、所属員の勤務を調整の上、面談時間を確保する。
●面談期間 9月25日（月）～11月2日（木）



第 2 段階の期間中に対応をとらない教職員

第 3 段階

人事課から未対応者本人へ通知し、面談を要請

健康支援センターから人事課へ未対応者のリストを提出。人事課から未対応者本人へ通知。
●面談期間 11月13日（月）～12月8日（金）

健康支援センターは、「職員が安心して健康に働ける」職場づくりを支援するために段階を踏んだ対策をとっています。

昨年は有所見率があって健康支援センターに相談等対応した人は、学園 89.7%、研究所 95.3% でした。しかし、対応をとらない職員が**学園 15 名、研究所 3 名**いました。

所見があることがわかっていながら、なんら対応策をとらずに疾病に罹患し、重症化し休職になってしまうことは、両法人の大きな損失です。

健康診断は、疾病の早期発見、健康確保のための意識の向上等に意義がありますし、また、法人にとっては、健全な労働力の確保につながります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。